

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	資料の貸出し	
根拠条例等・条項	堺市立平和と人権資料館条例第4条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部 平和と人権資料館	
審 査 基 準	<p>堺市立平和と人権資料館条例第4条</p> <p>第4条 教育、学術若しくは文化の関係機関又は平和と人権の啓発のために資料館の資料を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得て、資料の貸出しを受けることができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを許可しない。</p> <p>(1) 平和と人権の啓発のための利用であると認められないとき。</p> <p>(2) 資料の保存に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(3) 現に資料が展示されているとき。</p> <p>(4) その他市長において貸出しを不適當であると認めるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	